

記載要領

〔危険物製造所等危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書記載要領〕

1. 届出に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
2. 届出日（届出書提出日）を記入する。
3. 「届出者」欄は、設置者又は施設を管理・使用している代表者名を記入する。法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
4. 「設置者」欄は、当該危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。法人の場合は名称・代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。
5. 「設置場所」欄は、当該危険物施設の所在地を記入する。
6. 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日・番号を記入する。
7. 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
8. 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。製造所の場合は斜線により抹消する。
9. 「危険物の類、品名、最大数量」欄は、変更前、変更後それぞれについての類、品名、最大数量を記入する。
 - a 法別表に掲げる類、品名を記入する。
 - b 最大数量は、当該危険物施設で許可されている最大数量を記入する。
 - c 製造所（一般取扱所）にあつては、原料危険物、中間危険物及び製品危険物の全てを記入するとともに、危険物の類、品名、最大数量を算出した経過を示す説明書を添付する。
 - d 移動タンク貯蔵所で混載として申請する場合は、設置許可申請書の記入例による。
 - e 変更に係る危険物が多品名のときは、届出書の「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」欄に「別紙のとおり」と記載し別紙を添付させる。
10. 「変更予定期日」欄は、届出日より10日以降の日を記入する。品名、数量を変更する

ことにより、製造所等の位置、構造、設備を変更しなければならなくなる等、変更許可が必要となる場合があるので注意する。変更許可申請に伴って危険物の類、品名（指定数量）、最大数量が増減する場合には、変更許可申請内容に含め、本届出は必要ない。